

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第二十一条の二第五号の規定に基づき、経済産業大臣が別に告示する要件を定める件

(平成二十八年九月三十日経済産業省告示第二百四十七号)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号)第二十一条の二第五号の規定に基づき、経済産業大臣が別に告示する要件を次のように定め、平成二十八年十月一日から施行する。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第二十一条の二第五号に規定する別に告示する要件は、次のいずれかに該当することとする。

一 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)第十七条第三項の規定の適用を受けようとする年度の前々年度(以下「申請前年度」という。)に係るエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和五十四年通商産業省令第七十四号)様式第九特定―第四表に記載するエネルギーの使用に係る原単位の五年度間平均原単位変化又は電気需要平準評価原単位の五年度間平均原単位変化が九十九パーセント以下であること。

二 申請前年度において、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成二十一年経済産業省告示第六十六号）別表第六の事業の欄に掲げる事業の種類に応じ、それぞれ、同表のベンチマーク指標の欄に掲げる指標に基づき算出される値が、同表の目指すべき水準の欄に掲げる水準を達成していること。